

別紙

諮問第829号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「小児医療センターにおける〇〇に係る入院診療録と外来診療録の全て（病院が作成又は取得した全記録）、病院が第三者機関に提供した資料や両者のやりとりの全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年5月1日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年11月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年4月1日に実施機関から理由説明書を、同年5月6日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月19日（第219回第一部会）から令和4年5月31日（第225回第一部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求は、東京都立小児総合医療センター（以下単に「センター」という。）における審査請求人に係る通院及び入院時の患者診療録、センターが作成又は取得した資料及び第三者機関に提供した資料の開示を求めるものである。

実施機関は、患者診療録に加え、センターが作成・提供を行った資料として「入院に際してのお知らせ（医療保護入院）」、「児童思春期精神科入院時保護者（ご家族等）説明確認書」、「医療保護入院者の入院届」及び「医療保護入院者の退院届」を対象保有個人情報として特定し、そのうち、別表1に掲げる本件非開示情報1ないし6及び8を条例16条2号及び6号に、本件非開示情報7を同条5号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

イ 診療録について

医師法（昭和23年法律第201号）24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録作成の根拠を定めている。東京都立病院では、「都立病院における診療録等記載マニュアル」（平成13年2月東京都衛生局病院事業部発行）において、「診療録等」を「医師等の医療従事者が作成・記載する診療録、看護記録、処方内容及び医療保険制度上適切な記載が必要とされる書類のことをいう。」としている。このうち診療録は、診療を受けた者ごとに作成され、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）23条の規定により、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日を記載することとされている。

また、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛てに通知した「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号）の別添「診療情報の提供等に関する指針」によれば、「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録とされており、

ここにいう「診療記録」の内容は、上記マニュアルにおける「診療録等」と同様のものであると解される。

ウ 医療保護入院及び退院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）は、指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると判断された精神障害者のうち、当該精神障害のために法20条の規定による任意入院が行われる状態にないと判定された者について、精神科病院の管理者は、本人の同意がなくても、その家族等の同意によりその者を入院させることができる旨を定めている（法33条1項1号）。そして、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採ったときは、厚生労働省の通知で定める様式「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」という。）により、10日以内に当該本人の症状その他厚生労働省令で定める事項を、当該入院について同意をした者の「同意書」を添え、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないと規定している（法33条7項）。

当該入院届の提出を受けた都道府県知事は、当該本人の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない（法38条の3第1項）、審査を求められた精神医療審査会は、当該審査に係る医療保護入院中の者についてその入院の必要があるかどうかを審査し、その結果を当該都道府県知事に通知しなければならないこととされている（法38条の3第2項）。

また、医療保護入院の措置により入院した者を退院させたときについても、精神科病院の管理者は、厚生労働省の通知で定める様式「医療保護入院者の退院届」（以下「退院届」という。）により、10日以内にその旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないとしている（法33条の2）。

エ 各本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、センターに対し、患者である審査請求人を紹介した、

紹介元医療機関所属の紹介医の氏名である。

実施機関によれば、本件非開示情報1は、紹介元医療機関からの提供資料に記載のある紹介医の氏名を患者診療録に転記したものとすることである。実施機関は、本件開示請求に際し、当該医療機関に当該提供資料の開示の可否に関する条例14条7項に基づく意見照会を行ったところ、開示について承諾しないとの回答を得たことから、これを開示した場合、センターへの信頼を損ない、診療に必要な情報の収集が困難になるなど、適正な業務遂行への支障が認められると判断したため、提供された情報の一部である本件非開示情報1について条例16条2号及び6号に該当するとして非開示としたものである。

このことについて、紹介医の実態を把握するため、事務局をして実施機関に改めて確認させたところ、実情として紹介医は患者の診察を担当した担当医が務めていることが判明した。そうすると、審査請求人が当然知り得る自身の担当医が紹介医となる以上、紹介医氏名は慣行として開示請求者が知ることができる情報となることから、条例16条2号ただし書イに該当する。

次に、実施機関が主張する紹介元医療機関との信頼関係の悪化という条例16条6号該当性について検討する。

審査会において見分したところ、本件非開示情報1は計5か所に存在し、そのうち患者診療録における紹介医氏名（4か所）は、所定の項目に、単に紹介元情報としての紹介医氏名が明記されたもので、特段付帯する情報もない。したがって、紹介医氏名の開示により、紹介医の診断内容や医療的判断等を巡って患者である審査請求人と軋轢が生じ、紹介医の業務遂行に支障が生じるおそれは認められず、実施機関が紹介元医療機関や紹介医からの信頼を損ない、今後の情報収集に支障をきたすおそれは認められない。

一方で、「診療情報提供書（返送）」（20-1頁）中の紹介医氏名（1か所）については、開示することで、既に他の部分が開示されている「診療情報提供書（返送）」の内容を紹介医が知っていることが明らかとなるため、紹介先医療機関が紹介元医療機関に対して患者についての情報を患者に知らせず直接伝えるという診療情報提供書の機能を損なうこととなり、実施機関が主張する支障が生じる可能性が考えられる。この点について、審査会において検討したところ、「診療情報提供書（返送）」内に記載された情報は、紹介先医療機関に

において審査請求人を患者として受け入れることを決定した旨を紹介元医療機関に連絡する内容であり、実施機関が主張する支障を引き起こす内容は含まれていないため、前述の4か所と同様、開示により業務支障が発生するおそれは認められない。

以上より、本件非開示情報1は条例16条2号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、審査請求人の保護者と医療従事者の対話内容及び保護者の状況等に係る記載である。審査請求人の状況等について、第三者である家族から医療従事者に提供された情報であることから、これを開示することで、その内容を知った審査請求人と情報提供をした家族との関係が悪化するなどのおそれが想定され、それによって診療に必要な情報の収集が困難になるなど、今後の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、審査請求人以外の第三者からセンターへ提供された情報で、具体的には、紹介元医療機関から提供された審査請求人に関する診療情報である。実施機関によると、本件開示請求に際して紹介元医療機関へ意見照会を行い、開示について承諾しないとの回答を得たことから、開示すると良好な連携体制が失われ、診療に必要な情報の収集が困難になるなど、適正な業務遂行への支障が認められると判断し、非開示としたものである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は患者の症状経過や治療経過などの診療情報、各種検査結果及びそれらに対する医療従事者の所見であり、その情報の性質から、患者との関係悪化等を危惧した紹介元医療機関が開示を拒否することに一定の理由があるものと推察される。意見照会先の意に反した開示をすると、紹介元医療機関と患者との間でトラブルが発生した場合、紹介元医療機関とセンターとの関係悪化につながり、今後の医療連携等に係る業務の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 3 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、審査請求人以外の第三者からセンターへ提供された情報で、意見照会を実施していないもののうち、審査請求人の日常生活について関係者から医療従事者へ相談した内容に係る記載である。相談内容は審査請求人には知らされていない情報であり、これを開示すると、当該関係者に対して内容の真偽や詳細を確かめるために職務の妨害をするなどのおそれが想定される。それによって、当該関係者とセンターの信頼関係が損なわれ、診療に必要な情報の収集が困難になるなど、今後の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、開示が前提となると、医療従事者への率直な意見の伝達や記録がためられることで、適切な医療的判断等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 4 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 は、審査請求人以外の第三者からセンターへ提供された情報で、意見照会を実施していないもののうち、審査請求人の家族が審査請求人の家庭における生活状況等を記録して提供した情報である。これを開示すると、その内容を知った審査請求人と情報提供をした家族との関係が悪化するなどのおそれが想定され、それによって診療に必要な情報の収集が困難になるなど、今後の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 5 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 は、指定医の氏名である。前記ウのとおり、医療保護入院

は非自発的な入院措置であり、一般に、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、開示することにより、当該措置を受けた患者が、入院届等の記載内容の真偽や詳細等を確認するために指定医に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生することが想定され、今後の医療保護入院に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報6は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7は、医療保護入院に係る入院届及び退院届である。これらは、東京都においてはセンターから東京都精神医療審査会に提出され、前記ウのとおり、同審査会において医療保護入退院に関する審議、検討又は協議をする際に用いられる情報である。実施機関によると、開示を前提として記録を作成するとなれば、患者の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化、消極化、形骸化するおそれがあり、今後の適正な業務遂行に支障が生じるとのことである。

審査会が見分したところ、入院届における「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」の各欄に記載された情報並びに退院届における「病名」欄に記載された情報は、医療保護入退院の要否に係る審査の基礎となるべき資料として、指定医による診断内容等につき正確かつ詳細な記載がなされている。これらはいずれも、指定医が医学的見地から判断した内容等に係る情報であって、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、患者の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。

そうすると、仮に患者の意に沿わない診断内容等が記載されている場合には、開示により患者との軋轢が生じるおそれがあり、それを回避するために記載内容の簡略化が行われることが想定される。また、それを契機に患者と医療機関の間の信頼関係が損なわれ、患者が医療従事者の判断や処置に従わなくなる事態も想定されるなど、今後の医療保護入院に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当し、同条5号該

当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

一方、審査請求人又は同人の家族に係る個人情報や入退院年月日等の上記の箇所以外の部分については、本人が当然知り得る情報で、慣行として知ることができるものであり、開示により意思決定の中立性に影響を及ぼすもの又は特定の者に不利益を及ぼすおそれのあるもの、あるいは指定医による判断や見解に係るものとは言えない。よって、同条5号及び6号に該当しないため、開示すべきである。

以上より、本件非開示情報7のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8は、審査請求人以外の患者氏名と関係職員氏名が記載されており、これらは審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報である。

よって、本件非開示情報8は、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ		文書名	非開示箇所	根拠規定
1	1	7	頁	患者診療録【患者プロフィール】	紹介医氏名	条例16条2号及び6号
2		13	頁	患者診療録【診療経過記録】	紹介医氏名	条例16条2号及び6号
3		20-1	頁	診療情報提供書(返送)	紹介医氏名	条例16条2号及び6号
4		413	頁	患者診療録【診療経過記録】	紹介医氏名	条例16条2号及び6号
5		1108	頁	患者診療録【患者プロフィール履歴項目一覧】	紹介医氏名	条例16条2号及び6号
6	2	12	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
7		24	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
8		73~74	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
9		129~130	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
10		133~134	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
11		144	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
12		184	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
13		185	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
14		203	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
15		210	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
16		211	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
17		228	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
18		230	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録、SW記録	条例16条2号及び6号
19		232~233	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
20		262~263	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
21		271	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
22		276	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
23		279	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
24		287	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録 下段	条例16条2号及び6号
25		292	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
26		301	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
27		302~303	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
28		335~336	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
29		342	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
30		342~343	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
31		355~356	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
32		356	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
33		362	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
34		365	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
35		372	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ	文書名	非開示箇所	根拠規定
36	2	381～382	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
37		397	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
38		402～404	頁 患者診療録【診療経過記録】	心理面接	条例16条2号及び6号
39		406	頁 患者診療録【診療経過記録】	個別栄養食事指導報告	条例16条2号及び6号
40		428	頁 患者診療録【診療経過記録】	中間サマリ	条例16条2号及び6号
41		437	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
42		444	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
43		459	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
44		464	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
45		511	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
46		546～547	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
47		548	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
48		604	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
49		635	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
50		645	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
51		678	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
52		696	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
53		734	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
54		756	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
55		819	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
56		822	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
57		824～825	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
58		826	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
59		829	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
60		833	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
61		841	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
62		848～849	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
63		854	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
64		861	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
65		864	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
66	871	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
67	881～882	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
68	892	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
69	897～898	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
70	908	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ	文書名	非開示箇所	根拠規定
71	2	909～910	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
72		915	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
73		918	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
74		924	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
75		930	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
76		931	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
77		957～958	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
78		962～963	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
79		964	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
80		981	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
81		991	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
82		1008	頁 患者診療録【診療経過記録】	服薬指導記録	条例16条2号及び6号
83		1015	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
84		1017	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
85		1018～1019	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
86		1025	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
87		1030～1031	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
88		1037	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
89		1049	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
90		1051	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号
91	1057	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
92	1086	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
93	1092	頁 患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
94	3	18	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
95		78～79	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
96	4	233	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
97	5	23	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
98		432	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
99		439	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
100		443	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
101		450	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
102		452	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
103		456	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
104		461	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
105		463	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ		文書名	非開示箇所	根拠規定
106	5	467	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
107		477	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
108		482	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
109		486	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
110		499	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
111		502	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
112		505	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
113		779	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
114		786	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
115		794	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
116		801	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
117		806	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
118		811	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
119		815	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
120		838	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
121		846	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
122		852	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
123		858	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
124		867	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
125		869	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
126		874	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
127		879	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
128		885	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
129		890	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
130		895	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
131		901	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
132		906～ 907	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
133		913～ 914	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
134		922～ 923	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
135		928～ 929	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
136	971～ 972	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号	
137	998	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号	
138	1022～ 1024	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号	
139	1034	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号	
140	1044～ 1045	頁	患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号	

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ	文書名	非開示箇所	根拠規定
141	5	1054～1055	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
142		1060	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
143		1066	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
144		1071	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
145		1076	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
146		1084～1085	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
147		1090～1091	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
148		1095	頁 患者診療録【診療経過記録】	紙文書データ	条例16条2号及び6号
149	6	27	頁 患者診療録【診療経過記録】	指定医氏名	条例16条2号及び6号
150		28	頁 患者診療録【診療経過記録】	指定医氏名	条例16条2号及び6号
151		42-1～42-3	頁 入院に際してのお知らせ(医療保護入院)、関連資料	指定医氏名、説明医氏名	条例16条2号及び6号
152		516	頁 患者診療録【診療経過記録】	指定医氏名	条例16条2号及び6号
153		523	頁 患者診療録【診療経過記録】	指定医氏名	条例16条2号及び6号
154		534-1～534-3	頁 入院に際してのお知らせ(医療保護入院)、関連資料	指定医氏名、説明医氏名	条例16条2号及び6号
155		932	頁 患者診療録【診療経過記録】	指定医氏名	条例16条2号及び6号
156		948-1～948-3	頁 入院に際してのお知らせ(医療保護入院)、関連資料	指定医氏名、説明医氏名	条例16条2号及び6号
157	7	49-1～49-6	頁 医療保護入院者の入院届	医療保護入院者の入院届	条例16条5号及び6号
158		427-1～427-3	頁 医療保護入院者の退院届	医療保護入院者の退院届	条例16条5号及び6号
159	8	54	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
160		58	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
161		62	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
162		66	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
163		69	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
164		83	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
165		86	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
166		88～89	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
167		90	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
168		91	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
169		95	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
170		96	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
171		97	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
172		98	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
173		101	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
174	102	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
175	104	頁 患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ		文書名	非開示箇所	根拠規定
176	8	105	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
177		108	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
178		111	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
179		112	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
180		120	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
181		127	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録・診療経過記録	条例16条2号及び6号
182		128	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録・診療経過記録	条例16条2号及び6号
183		132	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
184		138	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
185		138	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
186		164	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
187		224	頁	患者診療録【診療経過記録】	看護記録	条例16条2号及び6号
188		240	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
189		255	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
190		287	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録 上段	条例16条2号及び6号
191		288	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
192		289	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
193		295	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
194		297	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
195		298	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
196		306	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
197	327	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
198	336	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
199	337	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
200	341	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
201	345	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
202	377	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
203	380	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
204	561	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
205	611	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
206	637	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
207	754	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	
208	968	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
209	969	頁	患者診療録【診療経過記録】	診療経過記録	条例16条2号及び6号	
210	976	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号	

別表1 本件非開示情報

No.	本件非開示情報	該当ページ		文書名	非開示箇所	根拠規定
211	8	984	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
212		985	頁	患者診療録【診療経過記録】	経過記録	条例16条2号及び6号
213		997	頁	患者診療録【診療経過記録】	こころリハ記録	条例16条2号及び6号
214		1625	頁	プロフィール	プロフィール	条例16条2号及び6号

別表2 開示すべき部分

本件非開示 情報	該当ページ		文書名	開示すべき部分
1	7	頁	患者診療録【患者プロフィール】	紹介医氏名
	13	頁	患者診療録【診療経過記録】	紹介医氏名
	20-1	頁	診療情報提供書(返送)	紹介医氏名
	413	頁	患者診療録【診療経過記録】	紹介医氏名
	1108	頁	患者診療録【患者プロフィール履歴項目一覧】	紹介医氏名
7	49-1～ 49-6	頁	医療保護入院者の入院届	次の箇所を除く部分 ・「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神 症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の 状態像」、「医療保護入院の必要性」の各欄 に記載された情報
	427-1～ 427-3	頁	医療保護入院者の退院届	次の箇所を除く部分 ・「病名」欄に記載された情報